



■ 問い合わせ
 上下水道課
 ☎ 0820(79) 1011

アンケート配布枚数	6,067枚
アンケート回収枚数	3,436枚
回収率	57%

今年1月に生活排水処理に関するアンケート調査を実施しましたところ上表のとおり結果となりましたので報告します。
 このアンケート調査の結果を踏まえ今後の汚水処理施設整備構想に反映させていきたいと思っております。
 ご協力ありがとうございます。

※このアンケートは下水道整備を行っていない地域(離島除く)を対象に実施したアンケートです。

▼家庭ごみの分別にご協力をお願いします

「ごみは収集日に何でも出せばよい。」と言うものではありません。ごみの出し方にはルールがあります。中でも大切なのが分別です。「まぜればごみ、分ければ資源」とよく言われますが、きちんと分けることによりリサイクルができ、ごみを減らすことができます。

可燃ごみについては清掃センターで焼却処理し、不燃ごみについては環境センターでリサイクルされ有効利用されています。できるだけ多くのごみをリサイクルするためには、各家庭での分別が大切です。ごみの分別はとも面倒な仕事ですが、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

◆ごみ出しのルール

- ①正しく分別していない場合や収集日時を間違えた場合は、収集しません。注意事項の記載された貼り紙をしていきますので、持ち帰って正しく分別して次回の収集日に出してください。
- ※カセットガスボンベやスプレー缶は、必ず穴をあけて他のごみとは別にして空缶用の青ネット袋に入れて、有害ごみの日に出してください。
- ②ごみの排出は指定袋を使用し、必ず氏名を記入してください。
 ※指定袋に入らないものは、縛って指定袋(氏名を記入したもの)

を付けてください。
 ※ダンボール箱や指定袋以外のものに入れて出さないでください。
 ※可燃ごみの中に、ビンや缶などの不燃ごみは絶対に入れないでください。(最近多く見うけられます。)

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。
 ※ごみステーションの維持管理や運営は各自治会で行っており、他の自治会に迷惑をかけないようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル(旅館)・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。
 詳しくは、「家庭ごみ分別の手引き」、「50音順ごみ収集区分一覧表」をご覧ください。

■問い合わせ
 ○家庭ゴミの出し方に関すること
 生活衛生課
 ☎ 0820(79) 1010

○産業廃棄物の処理などに関すること
 柳井環境保健所 生活環境課
 ☎ 0820(22) 3631